

# 国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程

〔平成18年3月22日〕  
規則第23号

## （目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号。以下「職員就業規則」という。）第38条の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の常勤の職員（役員を除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （支給範囲）

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に支給する。

- 2 職員が退職した場合において、その者が退職した日又はその翌日に再び職員となったときは、退職手当は支給しない。
- 3 勤続6月未満で退職した場合には、退職手当は支給しない。
- 4 職員就業規則第56条第2項により懲戒解雇された場合には、退職手当は支給しない。
- 5 退職した職員に対し、退職手当がまだ支払われていない場合において、当該退職した職員の在職中の職務に関し、就業規則第56条第2項の規定による懲戒解雇を受けるに相当する事実が明らかになったときは、退職手当を支給しないことができる。

## （退職手当の支払）

第3条 この規程による退職手当は、その全額を、現金で、直接この規程によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、法令で定められたものについては、退職手当の一部を控除して支払うことができる。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、職員が退職手当をその者の預金又は貯金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 この規程による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

## （退職手当の額）

第3条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

## （自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の国立大学法人東京外国語大学給与規程（平成16年規則第54号。以下「職員給与規程」という。）第3条の基本給月額（大学院担当調整

手当を含む。) (以下「退職日基本給月額」という。) に、その者の勤務期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気 (以下「傷病」という。) 又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続し、職員就業規則第23条に規定する定年 (以下「定年」という。) により退職した者又は25年未満の期間勤続し、定年前に退職した者、任期が満了したことにより退職した者その他その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の基本給の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤 (労働者災害補償保険法 (昭和22年法律第50号) 第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。) による傷病により退職し、死亡 (職務上の死亡を除く。) により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者 (前項の規定に該当する者を除く。) に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 経営上又は業務上やむを得ない事由により組織の再編、統合又は縮小若しくは職員数の削減等により退職した者、職務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤務し、定年により退職した者、定年前に退職した者、任期が満了することにより退職した者その他その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（基本給月額の変額改定以外の理由により基本給月額が変額されたことのある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の変額改定（基本給月額の変額改定をする職員給与規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた基本給月額が変額されたことをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額が変額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「変額日」という。）における当該理由により変額されなかったものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定変額前基本給月額」という。）が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第4条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定変額前基本給月額に係る変額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定変額前基本給月額を基礎として、第4条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
  - イ その者に対する退職手当の基本額が第4条から前条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合
  - ロ 前号に掲げる額の特定変額前基本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第2条第5項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第4項を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第9条第1項に規定する国立大学法人等職員、第10条第1項に規定する国立大学等役員若しくは第11条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第2条第4項に該当する者に至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第10条第1項に規定する国家公務員等となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第9条第2項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国

立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間

- (3) 第10条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国立大学法人等役員としての引き続きいた在職期間
- (4) 第10条第2項に規定する国立大学法人等役員としての引き続きいた在職期間
- (5) 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続きいた在職期間
- (6) 第11条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続きいた在職期間
- (7) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして学長が定める在職期間  
(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第7条 第6条第1項の規定に該当する者（期が満了することにより退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が就業規則第23条で定める定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給月額に応じ100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前基本給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の2を乗じて得た額の合計額に、

第6条の2第1項第2号ロ	第1号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、第3条から前条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
--------------	----------	---

(退職手当の調整額)

第7条の2 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（第8条第5項各号に掲げる期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 79,200円
- (2) 第2号区分 62,500円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 50,000円
- (5) 第5号区分 45,850円
- (6) 第6号区分 41,700円
- (7) 第7号区分 33,350円
- (8) 第8号区分 25,000円
- (9) 第9号区分 20,850円
- (10) 第10号区分 16,700円
- (11) 第11号区分 0円

2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第7号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、別表のとおりとする。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者でその勤務期間が24年以下のもの（次号及び第3号に掲げる者を除く。）第1項第1号から第9号まで又は第11号にあっては当該各号に定める額、同項第10号にあっては0円として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は

死亡によらず、その者の都合により退職した者に該当する者でその勤務期間が10年以上24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(3) 次のいずれかに該当する者 第4条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額

イ 退職日基本給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表第8号俸の額に相当する額を超える者

ロ その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条各号（第73号及び第74号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者

（一般の退職手当の額にかかる特例）

第7条の3 第6条第1項の規定に該当する者で次の各号に掲げる者に該当する者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に該当各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規程第3条の基本給月額及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額をいう。

（勤続期間の計算）

第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（懲戒解雇処分又はこれに準ずる処分を受けた者を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち次に掲げる期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、当該各号に定める月数を前3項の規定により計算した在職期間から控除する。

(1) 職員就業規則第17条第1項第1号（職務上の傷病及び通勤による傷病を除く。）第3号から第5号までの規定による休職の期間 その月数の2分の1に相当する月数

(2) 職員就業規則第57条第3号の規定による出勤停止期間 その月数の2分の1に相当する月数

(3) 国立大学法人東京外国語大学職員育児休業等規程（平成16年規則第58号）第3条第1項による育児休業の期間 当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月

までの期間にあってはその月数の3分の1、それ以外の期間にあってはその月数の2分の1に相当する月数

(4) 国立大学法人東京外国語大学職員介護休業等規程（平成16年規則第59号）第3条第2項による介護休業の期間 その月数の3分の1に相当する月数

(5) 職員就業規則第17条第2号の規定による休職の期間 その月数

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職にかかる部分、第5条第1項、第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

（国立大学法人等の職員との在職期間の通算）

第9条 職員が引き続いて国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人高等専門学校機構、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人メディア教育開発センター（以下「国立大学法人等」という。）等の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規定によりその者の当該国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、退職手当は支給しない。

2 前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国立大学法人等の職員が引き続き職員となったときにおけるその者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間の計算については、前条第1項から第4項までの規定を準用する。

（国立大学法人等の役員との在職期間の通算）

第10条 職員が引き続いて国立大学法人等の役員（常時勤務することを要しない者を除く。）となり、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の役員の退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規定によりその者の当該国立大学法人等における役員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、退職手当は支給しない。

2 第8条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、国立大学法人等の役員が引き続き職員となったときにおけるその者の国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前項の場合における国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間の計算については、第8条第1項から第4項までの規定を準用する。

（国等の職員として在職後引き続き職員となった者に対する退職手当に係る特例）

第11条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）、若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例等において、引き続

いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第7条の2第1項に規定する公庫等(国立大学法人等を除く。)退職手当に関する規程等において、引き続き当該公庫等に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することを定めている公庫等に限る。)(以下「国等の機関」という。)に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職(その者がさらに引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関の係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続き再び職員となった者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第8条第1項から第4項までの規定を準用する。

4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き国家公務員等となった場合又は職員が退職し、他の国立大学法人等の職員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。

5 国家公務員等がその身分を保有したまま引き続き職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第12条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事起訴法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項及び次条第2項において同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間(その退職手当の支給の起訴となる期間をいう。次条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差し止め)

第13条 退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者の犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し退職手当を支給することが、退職手当制度の適正かつ



円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認められるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 一時差し止め処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差し止め処分を取り消さなければならない。

(1) 一時差し止め処分を受けた者について、当該一時差し止め処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差し止め処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

(退職手当の返納)

第14条 退職した者に対し退職手当の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき、若しくは在職中の職務に関し懲戒による解雇を受ける事由に相当する事実が明らかになったとき、その支給した退職金の全部又は一部を返納させることができる。

2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し、必要な事項は、別に定める。

(補則)

第15条 この規程の実施に関し、その他必要な事項は、退職手当法の適用を受ける職員  
の例に準ずるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 当分の間、20年以上35年以下の期間勤続して退職した者（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第4条から第6条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。

3 当分の間、36年の期間勤続して退職した者で第4条第1項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第6条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 当分の間、44年を超える期間勤続して退職した者で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、その者が第6条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として附則第1項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 退職した者の基礎在職期間中に基本給月額の変額改定によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の基本給月額が減額前の基本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程の規定の適用を受け

たことがあるときは、この規程の規定による基本給月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第7条の3第2項に規定する基本給月額に含まれる基本給の月額については、この限りでない。

- 7 職員が退職した場合において、その者がこの規程の施行の日（以下「施行日という。」）の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における級号に対応する職員給与規程に定める基本給月額を基礎として、この規程制定前の国立大学法人東京外国語大学職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第4条から第9条までの規定により計算した退職手当の額が、この規程による国立大学法人東京外国語大学退職手当規程（以下「新規程」という。）第4条から第7条の3まで規定及び附則第2項から第6項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 8 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が施行日の前日における級号に対応する基本給月額を退職の日の基本給月額とみなして、旧規程第4条から第9条までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当の額から次の各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。
  - (1) 退職した者でその勤続期間が25年以上の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
    - イ 新規程第7条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額
    - ロ 新規程退職手当から旧退職規程手当額を控除した額
  - (2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
    - イ 新規程第7条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額
    - ロ 新規程退職手当から旧退職規程手当額を控除した額
  - (3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下の者 次に掲げる額のうちいずれか少ない額
    - イ 新規程第7条の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額
    - ロ 新規程退職手当から旧退職規程手当額を控除した額
- 9 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新規程第6条の2規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（施行日以後の期間に限る。）」とする。
- 10 職員を退職した者で、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、職員以外の在職期間が含まれる者に対する新規程第6条の2の規定の適用については、その者が

当該職員以外の職員として受けていた基本給月額、同条第1項に規定する基本給月額には該当しないものとみなす。

- 1.1 新規程第7条の2の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
第4項第3号ロ	その者の基礎在職期間	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間

- 1.2 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの在職期間に対する新規程第9条の2の規定により退職手当の調整額を計算する場合における別表の適用については、次の各号に掲げる期間は、当該各号の表に掲げるとおりとする。

(1) 平成16年4月1日から平成18年3月31日まで

職員の区分	適用される基本給表及び職務の等級
第1号区分	国家公務員退職手当法施行令(昭和28年法律第215号)(以下「施行令という。」「別表第1のイ」第1号区分者
第2号区分	施行令「別表第1のイ」第2号区分者
第3号区分	施行令「別表第1のイ」第3号区分者
第4号区分	教育職5級で管理職加算が第I種であり、かつ、期末手当の役職加算が20%であった職に在職した職員及び施行令「別表第1のイ」第4号区分者
第5号区分	事務・技術職10級、教育職5級で役職加算が20%であった職員及び施行令「別表第1のイ」第5号区分者
第6号区分	事務・技術職9級、上記の第4号区分、第5号区分に該当する者を除く教育職5級職員及び施行令「別表第1のイ」第6号区分者
第7号区分	事務・技術職8級、教育職4級の職員及び施行令「別表第1のイ」第7号区分者
第8号区分	事務・技術職7級、教育職4級の職員及び施行令「別表第1のイ」第8号区分者
第9号区分	事務・技術職6級、教育職3級の職員及び施行令「別表第1のイ」第9号区分者
第10号区分	事務・技術職4・5級、技能職3級で3級の在職期間が120月を超える者、看護職3級、看護職2級で2級の在職期間が120月を超える者、教育職2級職員及び施行令「別表第1のイ」第10号区分者

第11号区分	その他の職員
--------	--------

(2) 平成8年4月1日から平成16年3月31日まで

職員の区分	適用される基本給表及び職務の等級
第1号区分	国家公務員退職手当法施行令(昭和28年法律第215号)(以下「施行令という。」「別表第1のイ」第1号区分者
第2号区分	施行令「別表第1のイ」第2号区分者
第3号区分	施行令「別表第1のイ」第3号区分者
第4号区分	施行令「別表第1のイ」第4号区分者
第5号区分	施行令「別表第1のイ」第5号区分者
第6号区分	施行令「別表第1のイ」第6号区分者
第7号区分	施行令「別表第1のイ」第7号区分者
第8号区分	施行令「別表第1のイ」第8号区分者
第9号区分	施行令「別表第1のイ」第9号区分者
第10号区分	施行令「別表第1のイ」第10号区分者
第11号区分	施行令「別表第1のイ」第11号区分者

13 国立大学法人東京外国語大学職員退職規程(平成16年規則第63号)は、廃止する。

別表（第7条の2第3項関係）

職員の区分	適用される基本給表及び職務の等級
第1号区分	国家公務員退職手当法施行令（昭和28年法律第215号）（以下「施行令という。」）「別表第1のイ」第2号区分者
第2号区分	施行令「別表第1のイ」第2号区分者
第3号区分	施行令「別表第1のイ」第3号区分者
第4号区分	教育職5級で管理職加算が第1種であり、かつ、期末手当の役職加算が20%であった職に在職した職員及び施行令「別表第1のイ」第4号区分者
第5号区分	事務・技術職10級、教育職5級で役職加算が20%であった職員及び施行令「別表第1のイ」第5号区分者
第6号区分	事務・技術職9級、上記の第4号区分、第5号区分に該当する者を除く教育職5級職員及び施行令「別表第1のイ」第6号区分者
第7号区分	事務・技術職8級、教育職4級の職員及び施行令「別表第1のイ」第7号区分者
第8号区分	事務・技術職7級、教育職4級の職員及び施行令「別表第1のイ」第8号区分者
第9号区分	事務・技術職6級、教育職3級の職員及び施行令「別表第1のイ」第9号区分者
第10号区分	事務・技術職4・5級、技能職3級で3級の在職期間が120月を超える者、看護職3級、看護職2級で2級の在職期間が120月を超える者、教育職2級職員及び施行令「別表第1のイ」第10号区分者
第11号区分	その他の職員